

Title	地方財政改革と地方債
Author(s)	齋藤, 慎
Citation	国際公共政策研究. 2006, 11(1), p. 159-171
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8929
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

地方財政改革と地方債*

Intergovernmental Reform in Japan and the Role of Local Bond*

齊藤 慎**

Shin SAITO**

Abstract

This article tries to survey the management of public finance from the viewpoint of intergovernmental reform over the last decade. The purpose of analysis is to detect a variation of policy stance, and to inspire active public interest in the nation's politics.

キーワード：財政責任，地方債，地方交付税，地方財政計画，市場公募債

Keywords：Fiscal responsibility, Local bond, Local allocation tax,
Local financial plan, Public offering bonds

JEL Classification：H11；H77；H81

* 本稿執筆に際して、平成18年度科学研究費補助金（基盤研究（C）No. 18530234）の補助を受けた。また、本稿の一部を日本経済新聞経済教室欄（2006年4月17日付朝刊）に寄稿した。

** 大阪大学大学院経済学部研究科教授

I はじめに

政府の財政再建の中期的な方向性設定に関し、今後の財政構造改革のあり方が経済財政諮問会議で議論されている。国の改革のみではなく、国・地方を合わせた政府歳出の3分の2近くを占める地方財政の歳出のあり方も重要な問題となっている。本年度末までの3年間に行われる「三位一体の改革」により、国からの補助金をほぼ4兆円削減し、国税から地方税への3兆円の税源移譲がなされることになっている。これにより地方団体がかなりの程度自主的・自立的な決定を行えるようになったかどうかについては、意見が分かれるところであるが、地方分権に向けての第一歩が踏み出されたことは間違いない。また、地方交付税制度も多少であるが変化してきている。これまでは、交付税は現状維持的で、改革へのインセンティブが乏しいと指摘されてきたが、ようやく改革の要素を交付税算定に一部考慮するという改革がなされた。

また、これまでの財政再建が、当面のフローの財政状況（プライマリー・バランス）改善を目標としていたのに対し、最近では、「歳出・歳入一体改革」により、「国、地方それぞれの財政健全化目標を立て、両者が協力しながら債務圧縮に努める」¹⁾こととされ、長期債務残高、あるいはこれの対GDP比に関するより長期的な目標を設定しようとする方向を示しつつある。国財政と地方財政は歳入・歳出両面で密接に関連しているが、個別にみると、プライマリー・バランスおよび長期債務残高のいずれの数値をみても、国財政が地方財政よりはるかに悪いことは言うまでもない。しかし、地方財政がかなり悪い状態であることも間違いない。91年度から04年度末までに3倍の134兆円程度増加し、200兆円を超える債務残高を抱えている。この増加額のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債や交付税特別会計借入金などの国が直接関与する特例的な債務がほぼ76兆円（57%）を占めており、そのなかで赤字地方債に該当する減税補てん債などが56兆円ある。

このような状況認識および問題意識の下で、本稿の主たる目的は、近年の財政再建の観点から過去の財政運営の動向を概観することであり、歳出・歳入個別項目の詳細な分析は目的としていない。分析の焦点を財政運営が誤ったと考えられる原因とその背景およびその修正のプロセス等に当て、今後の財政再建を考察する手掛かりとしたい。

1) 2006年2月23日経済財政諮問会議議事要旨による。

II 財政再建と地方債

地方税収が減少した1992年度から、95年度には歳出の増加が止まり、ほぼ10年近いタイムラグで、2000年度から本格的に歳出総額を削減し始めた地方財政は、その後一貫して歳出を減らしている。03年度歳出総額（純計ベース）92兆5,818億円はピーク時99年度101兆6,291億円より8兆473億円（8.9%）減で、ほぼ93年度頃の歳出水準に戻っているが十分な削減額とはいえない。

しかし、その間に過去に発行した公債の金利や元金償還が急増しているのも、公債費を控除した歳出はさらに減少している。公債費控除後歳出を対GDP比でみると、90年代半ばの18%から、近年では16%を下回るまでになっており、バブル期前の80年代後半の水準まで下がっている。このように地方団体は定員削減やいわゆる行革などを中心として歳出を削減してきているが、その効果は個別団体でみると格差が大きい。都道府県データでみると、95年度から2004年度の間に、平均的には歳出を9%（公債費を除くと15%）削減している。なかでも、長野県の24%を筆頭に兵庫県、高知県などでも20%を越えている。一方で、大都市圏に位置する都府県では増加するか、あるいはほぼ一定の団体もある。ただし、東京都のみは継続的に歳出を削減しており、12%程度減少している。もちろん、改革の効果がすぐには現れない場合や、自然災害などによる歳出増加等もあるので、この数値の読み方に注意が必要であることはいうまでもない。

しかし、この歳出水準でさえ、平均的にみると、歳出総額の14%程度にもなる多額の新規公債発行に支えられていることに注意が必要である。地方債は、本来は建設地方債といわれるものであったが、既に説明したように、現在では「赤字地方債」に該当するものがかなりの割合を占めている。地方団体が発行する赤字地方債が好ましくないことは言うまでもないが、建設地方債であればよいというわけでもない。公共投資の資金の一部を地方債で賄い、その負担を平準化するという建設地方債の通常の説明も、公共投資の効率性・有効性を証明できない限りむなしといわざるを得ない。なにより、公共投資の決定が、首長や議員など一部のステーク・ホルダーのみで行われる現状は、将来世代にその負担を求める根拠となり難い。

これまでも地方団体は、事業評価や役割分担の見直しなどで効率化に努めてきたが、そこで産み出された財源は、公債費の増加やその他のいわゆる自然増経費に充てられた。また場合によっては首長の判断で新規施策に充てられるなど、財政再建の観点が十分でなかったと考えられる。このようなことが可能であったひとつの理由は、地方債発行に求められよう。

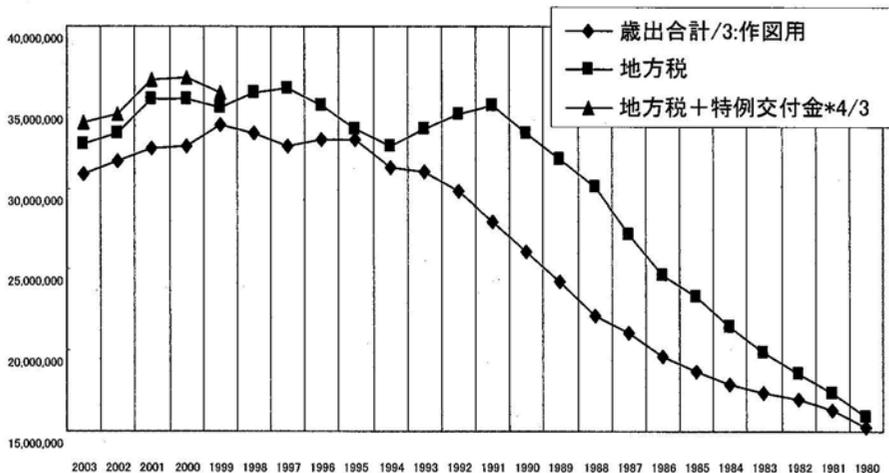
地方債発行により収支差額を埋めることは中期的には可能であるが、10年以上の長期に

わたって継続することは望ましくない。地方財政も国財政とともに、地方債残高圧縮を目標とすべきである。また、国より財政状況が相対的によい地方財政こそ、率先できるはずである。

Ⅲ 税収減と地方歳出

1991年度に35兆727億円でピークとなった純計ベース地方税収²⁾は、その後3年間連続で金額にして2兆5,337億円、率にして7%程度減少したにもかかわらず、歳出は4年後まで増加し続けた。[図-1]は、このことが見やすいように、歳出合計を3分の1にして表示している。

[図-1] 純計ベース歳出と地方税収の推移(比較のため歳出は三分の一の値で示している)



通常では考えにくいこのようなことがどのようにしてなされたのか、また増加した歳出はどのように使われたのかをみるために、寄与率を用いることにより分析してみよう。このために、分析対象を都道府県と市町村を合計した純計ベースの数値³⁾とし、税収が初めて減少し出した1991年度から直近の2004年度までを対象とし、この期間を3つに分割する。第1は、91年度から94年度までであり、税収減にもかかわらず歳出が増加した期間である。第2は、94年度から99年度までで、税収低迷に応じて歳出増加にも歯止めがかかり出した期

2) ここでの地方税収には政策減税分を考慮していない。

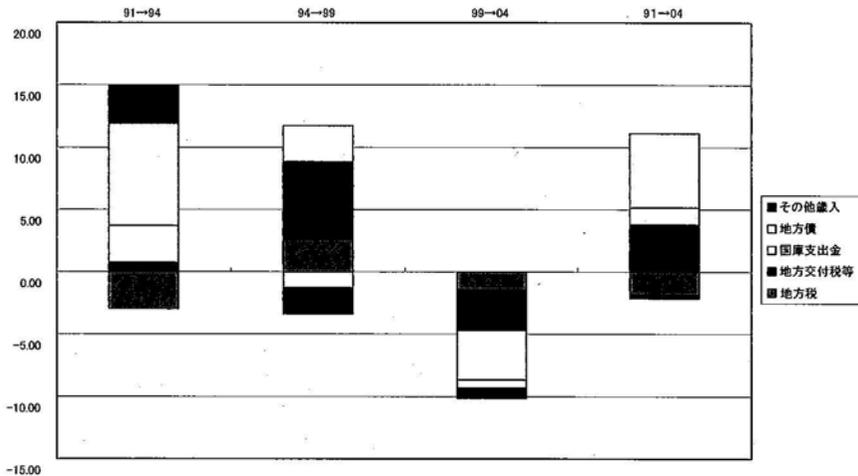
3) 純計ベースでの分析を行うことにより、都道府県と市町村の税収減のタイミングの違いや、歳出構造の違いなどが混合された形で示されることになる。詳細な分析が別途必要であるが、本稿の目的は、国と地方の関係および地方全体としての分析を主目的としているため、このような手法を採用した。

間である。第3は、99年度から2004年度までで、歳出が本格的に減少した期間である。

まず、歳入について寄与率を求め、図示したのが、[図-2]である。ここでは、分かり易いように、歳入を地方税、地方交付税等⁴⁾、国庫支出金、地方債、その他歳入に分類した。

まず91年度から2004年度までの全期間を通じた寄与率のグラフが再右欄に示されている。

[図-2] 地方歳入変化の要因分析



歳入合計9%増加のうち⁵⁾、3分の2程度が地方債である。また、地方交付税等も4割強を占める。これに対し、減少しているのは地方税2割程度とその他歳入である。これを期間別にみると、91年度から94年度には、地方税減少にも関わらず歳入が12.00%増加している。その要因として大きなものが地方債増発であり、ほぼ3分の2を占めることが理解されよう。また、国庫支出金およびその他歳入が3%程度を占めている。ところが、94年度から99年度には、一転して、地方交付税等が大きな部分を占め、歳入増加率8.35%の4分の3程度にもなる。それ以外に地方税と国庫支出金がそれぞれ3%弱になる。99年度から2004年度は歳入総額が減少した時期で10.16%減、またすべての項目がマイナスになっている。特に、国から地方への移転である地方交付税等および国庫支出金がともに3%以上減少していることが注目される。纏めると、91年度から94年度に、地方税が3%程度減少したが、ほぼ同額が国庫支出金で埋められ、8%強の地方債増加分に、その他歳入や地方交付税増加分を合わせ、結果的に歳入合計が12%程度増加した。このため、以下で述べるように、景気対策としての公共事業を増加させることができた。しかし、94年度から99年度には、地方税収

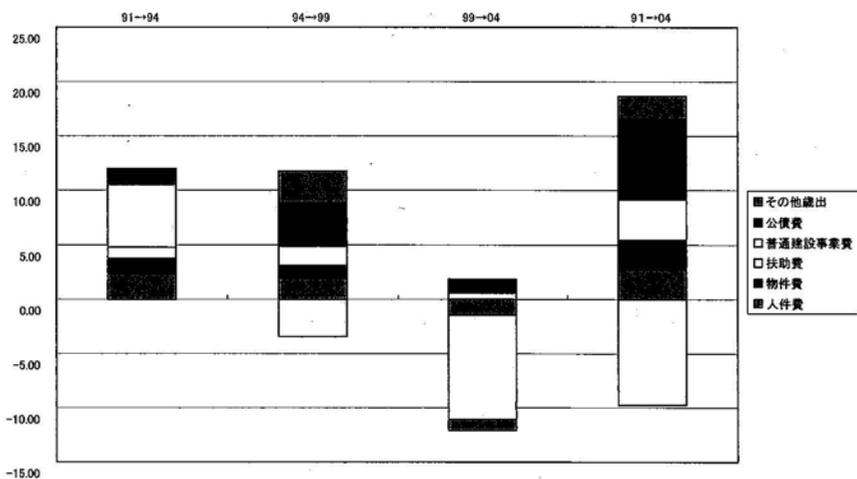
4) 地方交付税等には、99年度以降の地方特例交付金を含む。

5) 増加率は、特に断りのない限り、年率でないことに注意されたい。以下も同様である。

が2.6%増加したにもかかわらず、景気対策などのため、地方交付税が急増したため、地方債発行をほんのわずかに減少させても、歳入総額は8%以上増加させることができた。しかし、このような形で歳入を増加させることができなくなり、さらに地方税自体も減少するのが99年度から2004年度であり、すべての歳入が減少する。中でも、地方歳入を支えてきた国庫支出金と地方交付税の減少が大きく、その結果歳入総額が10%程度減少した。注意すべきは、91年度から94年度に急増した地方債が、その後、少し減少しているとはいえ、レベルとしては高止まりしていることである。結果的には、この期間の歳入増加の3分の2程度が地方債に依存していたことになる。

次に、同様に、歳出について寄与率を求めたのが、[図-3]である。歳出に関しては、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費、公債費、その他歳出に分類した。

[図-3] 地方歳出変化の要因分析



再右欄に示されている全期間を通じた寄与率のグラフでみると、歳出合計は9%増加している。費目別で増加しているのは、公債費増加がもっとも大きく、扶助費がこれに次ぐ。物件費、人件費およびその他歳出はほぼ同程度の寄与である。一方で、減少しているのは、普通建設事業費であり、10%弱にもなる。これを期間別にみると、91年度から94年度は、ほぼすべての歳出が増加した期間で、増加のうちの半分が普通建設事業費である。94年度から99年度でもほとんどの歳出が増加する中で、一転して、普通建設事業費のみが減少する。これ以前の普通建設事業費により、公債費の寄与が大きいことも特徴である。99年度から2004年度は歳出総額が10%以上減少した時期で、扶助費・公債費以外の歳出がマイナスになっている。特に、普通建設事業費の減少は10%近い。すべての期間を通じて増加しているの

が、扶助費と公債費である。

歳入と歳出の両面を併せみると、91年度から94年度に、地方債と国庫支出金を中心として調達された歳入増加額の半分程度が景気対策のいわゆる公共投資として使われ、また人件費やその他の歳出も増加させた。この期間とその前に発行された地方債の利払いなどのために、公債費が少し増加しているが、その後の期間でより増大することになる。94年度から99年度では、地方交付税・国庫支出金の増加により地方歳入が確保されたが、その結果、公共投資を除く歳出が増加した、特に公債費の増加が著しい。99年度から2004年度は、歳入総額が減少し、一方で公債費が増加したため、歳出を縮小することになった。経常的な歳出を大幅に削減することが難しいため、公共投資を大幅に削減した。

このように、通常では考えにくい財政運営が行われる結果になった背景について、以下考察してみよう。もちろん、一般的によく言われるように、行政の歳出構造が硬直的で、外生的な変化に対応し難い点があるのは事実である。しかし、この期間の固有の事情も大きいように思われるので、以下の3点に絞って議論する。まず第1は、1980年代後半から始まるいわゆるバブル経済の影響である。これにより、地方税が急増したのはもちろんのこと、交付税の原資となる国税も大幅に増加し、歳出増加を促した。詳しくは、後に述べるが、象徴的な出来事は、「ふるさと創生」事業であろう。また次に、一方で、少し後の時期になるが、「地方分権」の動きがあり、このことも歳出増加の要因となった。具体的な例としては道路整備の地方単独事業が挙げられる。これらとも密接に関連するが、第3に、日本が公共投資の大幅増額を「国際公約」し、それを「公共投資基本計画」に組み込んだことが挙げられる。日米経済摩擦を契機として、1989年7月に開催された日米首脳会談で海部内閣が「日米構造協議 (Structural Impediments Initiative)」の開始を決定し、その結果1991年度から2000年度までの10年間で430兆円の公共事業を行うことになった。その結果、景気が好調であるにもかかわらず、1990年度予算において、国の一般会計予算で公共事業関係費総額として7兆4,447億円を確保し、また、地方公共団体の単独事業費（地方財政計画ベース）などを7%増加させた。その後も、村山内閣において公共投資基本計画を1995年度から2004年度で630兆円に大幅増額し、また期間を延長した。しかし、国財政の悪化にともない、橋本内閣において計画期間を2007年度までに延長し、単年度の事業規模を縮小した。

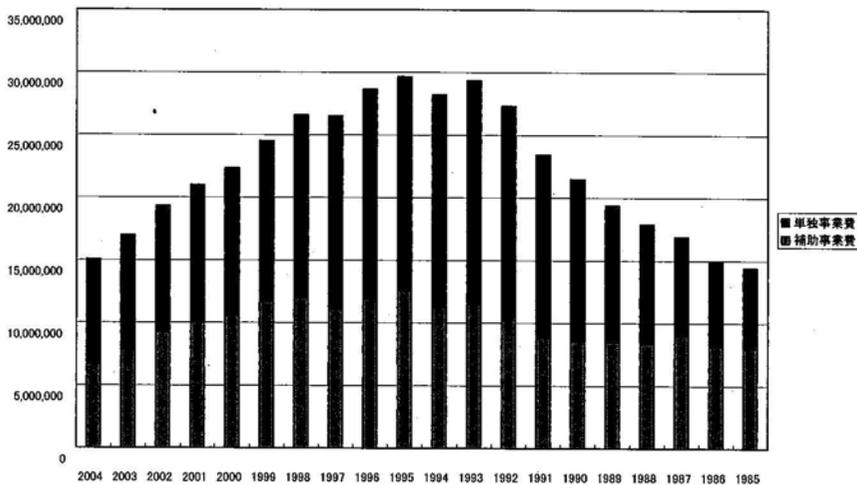
もちろん、これらの要因は密接に結びついており、その効果が簡単に分離できるわけではないが、以下では、第3の要因は第1と第2の要因から独立ではないものと考え、第1と第2の要因に関し議論する。

具体的な歳出として普通建設事業費を取り上げ、1980年代後半からの推移をみてみよう。この間、普通建設事業費が急増したが、その内訳をみると、単独事業の増加分が大きいこと

に気がつく。このようなことが可能になったのは、第1の要因として挙げたバブル経済による税金・交付税原資急増の影響が大きいと思われる。普通建設事業費と完全な対応関係があるわけではないが、象徴的な出来事は、「ふるさと創生」事業であろう。1988年度から翌年度にかけて、「自ら考え 自ら行う地域づくり」を目的として全国の地方団体に1億円を交付した。⁶⁾ 当時から一過性の資金の「ばらまき」との批判もあった。しかし、歳入が減少しだしても、一旦開始された事業は止まらず、この事業は、その後も1998年度まで「ソフト事業分」として、人口などに応じ1市町村当たり4,000万円から8,000万円程度が毎年度交付税措置されてきた。その後も、1999年度からは「地域活力創出プラン関連事業」として継続されている。

次に、第2の要因である「地方分権」の動向が歳出に与えた影響をみてみよう。1995年7月3日に6年間の時限機関として地方分権推進委員会が発足し、4次にわたる勧告を内閣総理大臣に提出している。また、2000年4月に地方分権一括法が施行され、これにより、国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係に立つことになった。しかし、歳出構造からみれば、もう少し前から「分権化」の方向にあったといえる。このことを見るために、1985年度以降の普通建設事業費の推移と、その内訳をみたのが [図-4] である。

[図-4] 普通建設事業費の内訳



1980年代半ば頃までは補助事業が単独事業を上回るのが普通であったが、88年度に初めてこの比率が逆転し、以降は単独事業の方が多い状態が続いている⁷⁾。このことが可能であっ

6) もちろんのことであるが、不交付団体には交付していない。

7) 最近では、単独事業の急速な縮小で、格差は小さくなっているが、それでも単独事業が上回っている。

たのは、景気対策として公共投資が増額され、この結果国庫支出金が急激に増加し、また急激な税収の落ち込みをカバーするためにも地方交付税が増加したが、なんといっても大きいのは、地方債収入増加である。この一つの例として、1993年度に創設された地方単独事業である地方特定道路整備事業を挙げることができよう。これは地方債である臨時地方道整備事業債が事業費の75%充当されるもので、さらには交付税に15%が算入されるほか、臨時地方道整備事業債の元利償還金の30~55%が後年度の交付税に算入される⁸⁾。

IV 地方財政計画と個別団体の歳入・歳出

これまで、地方財政の状況を概観してきたが、個別地方団体の歳入および歳出の大きな部分を決定する重要な外生的要因ともいえるべきものが、国から地方への移転である。地方譲与税、地方交付税・特例交付金および国庫支出金などからなる移転はそれぞれの固有の役割を果たすが、ここでは、これらを総合して地方団体の歳入・歳出の重要な部分を規定する地方財政計画に焦点を当てよう。全体としての地方団体の歳入・歳出を見積もる地方財政計画は、地方譲与税および国庫支出金が与えられたものとして、地方団体の歳出・歳入を算定した結果として財源不足額を明らかにし、必要とされる地方交付税総額と、それが十分に確保できない場合には地方財政対策を策定する。しかし、一方で、国の景気対策などの政策を地方団体が実施できるように、財源の手当てをする役割もある。

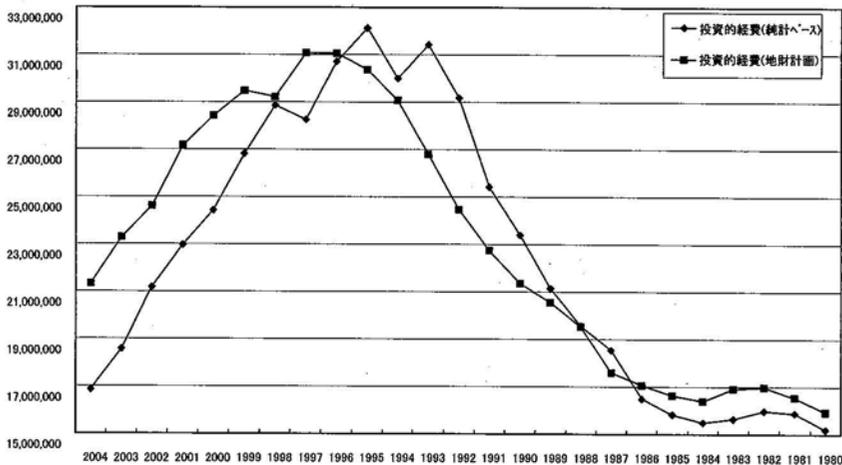
地方財政計画額は実際の決算と比較して1980年代前半は90%前後の割合であったが、後半に急速に小さくなる。その理由は好調な経済活動に伴う税収の急激な伸びなどにより地方歳入が大きく伸びたことにある⁹⁾。なかでも歳出中の投資的経費の伸びが大きく、[図-5]に示されるように、87年度から94年度まで計画額を上回った。問題は、税収が落ち込みだした後の92年度以降94年度までも計画額を上回っていることである。このことの背景は前節で触れた通りである。地方財政計画は地方交付税や毎年度の地方財政対策および地方債発行額などを規定する側面を持つとともに、国の一つの省としての総務省の予算要求的側面も併せ持つ。その点では、他の省庁同様に効率化のインセンティブに乏しいといえよう。また、策定の基礎となるデータとして過去の数値を用いるので、数年間の認知ラグが発生することも事実である。

8) 以下のホームページを参照されたい。

<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kankyau/titoku.htm>

9) この他に、NTT株式を売却した資金での貸付（特定資金公共事業債）もある。

[図-5] 投資的経費の地方財政計画額と純計歳出額の比較



V 地方債の使途

地方債は、本来は建設地方債のみが認められているのであるが¹⁰⁾、実際には1976年度から建設事業を対象としない「赤字地方債」が発行されてきた。石油ショックによる景気の落込みから生じた財源不足に対して財源対策債が発行されて以来昭和50年代は、ほぼ恒常的に発行された。近年では、1994年度以降、さまざまな名称の「特例債」が同様の趣旨で発行され、元利償還については、所要の交付税措置がなされてきた。

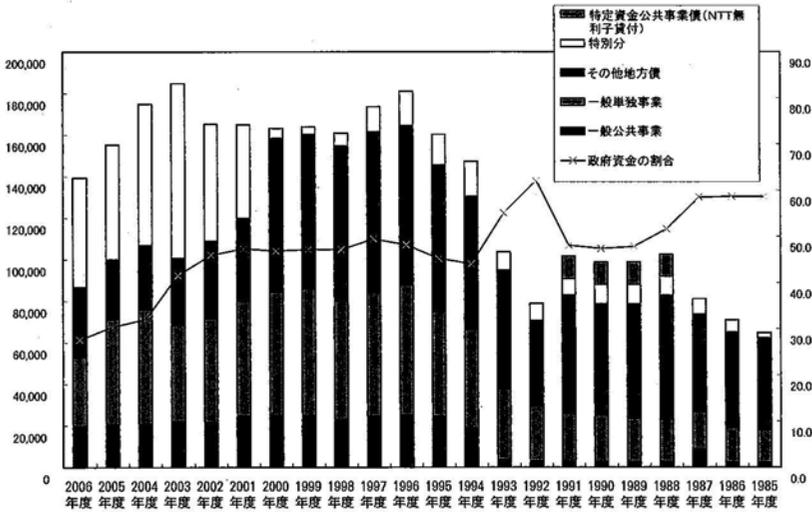
地方債の発行状況とその目的をみるために、作成したのが [図-6] である。

図には、1986年度から2006年度までの地方債発行額総額の推移とその内訳を棒グラフで、また資金のうちの政府資金の割合を線グラフで表している。地方債内訳は、一般公共事業、一般単独事業、特別分(特例債等)、特定資金公共事業債 (NTT無利子貸付)、およびその他地方債に分け、グラフ化している。グラフから理解されることを何点かのポイントに纏めると、以下のとおりである。①特例債が継続的に発行されており、一般に理解されるように景気が悪いときだけに発行されているわけではない。もちろん、景気がよいときには発行額が少なく、悪いときに多いということはいえる。ただ、バブル経済の際はこの例外であり、景気がよいにもかかわらず、多額の地方債 (特例債ではないNTT資金を含む) が発行され、

10) 地方自治法第二三〇条で、地方債を起すことができると規定されているが、地方債を発行することができる事業は、地方財政法第5条によって、公共施設の建設事業の財源など五つの場合に制限され、原則として、経常経費等の財源としては認められていない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO109.html>

〔図-6〕 地方債の構成と政府資金の割合（特定資金公共事業債別掲）



これを利用した3セクなどはその後整理されたり、現在でも苦戦しているものがある。②建設事業に当てられる地方債は負担の平準化のためのもので、特例債などと異なり財政の健全性と無関係との主張がなされることがあるが、グラフから分かるように、一般公共事業債や一般単独事業債も財政状況が悪くなると急増している。つまり、財源不足の一部を建設地方債が埋めている。¹¹⁾③多額の地方債を発行できたのは、国による財政投融资などの枠組みがあったからで、近年は財投改革や郵政改革により、広義の政府資金の割合が減少するとともに、発行総額が減少しだしている。これと同時に、「その他地方債」と密接に関連する公営企業債も急減している。④1990年台初めから一般単独債が急増しているが（既述した「地方分権」の動きとの関連参照）、2000年代に入り減少し出し、2006年度ではピーク時のほぼ半分になっている。¹²⁾また「地方分権」の掛け声で開始された事業が収束しつつあることもある。¹³⁾

11) 制度的には、起債の充当率上げなどがある。
 12) 景気対策のとしての公共事業を担ってきた大規模な地方団体の財政状況が悪化するなど個別団体の財政状況との関連もある
 13) 例として、毎年1兆円台の資金を投じてきた地域総合整備事業が収束しつつあること、また臨時地方道整備事業も減少している、などを挙げることができる。

VI 地方債のあり方

マクロ的には増加の一途にある地方債であるが、ピーク時から地方債残高を既に減少させている地方団体がある。府県では唯一、長野県が02年度～03年度に減少しており、またデータを入手可能な98年度から03年度までの変化で都市を見ると、都市の代表的な例として墨田区を始めとする東京特別区、茨城県古河（こが）市、千葉県市原市宮城県白石市(合併の件など要検討)などはいずれも20%以上減少させている。が挙げられる。もちろん、地方債残高総額のみを対象とすることには問題もあり、その内訳をどう考えるかや積立金との関連もある。しかし、ここでは、分かりやすい指標として都道府県の地方債残高を採用し、その全国的な推移を見てみよう。ほとんどの都道府県が高い伸びを示す中で、最も増加率が小さいのは長野県2.4%、東京都6.6%がこれに次ぐ。10%程度に、宮城県、和歌山県、長崎県、沖縄県などが続く。当然であるが、地方債残高増加率とプライマリーバランス（PB）は密接に関連しており、04年度には都道府県全体では4,890億円程度の赤字であるが、市町村では1兆2,550億円程度の黒字である。しかし、都道府県では、長野県など半数近くは既にPB黒字を達成している。もちろん、公債残高増加を圧縮している要因としては、歳出削減だけではなく、地方税、地方交付税などの増減が複雑に絡むことは事実であるが、プライマリーバランス黒字化に加えて残高抑制を目標とすることが必要である。

地方債発行が資金調達手段の一種であることは間違いないが、行き過ぎた地方債依存の問題は、その負担の大きな部分が将来世代に転嫁されることである。若年世代の負担が受益に比して重くなるのが、『日本経済2004』（内閣府）でも示されているが、このままの財政状況が続くと将来世代に関してはより負担が重くなる可能性が高い。現在は地方団体の継続性を保証するため、国がすべての地方債を実質的に保護しているが、今後は財政規律の面から市場をより活用すべきである。そのためには、財政状況と発行金利を何らかの形でリンクさせることが分かりやすいし、放漫財政を防ぐ一つの手段ともなりうる。06年度地方債発行計画額13兆9,466億円のうち、国内で資金調達されている地方債は、政府系公的資金5兆2,560億円（38%）と民間資金8兆6,906億円（62%）に分けられるが、民間資金のうち3兆5,000億円程度が都道府県・政令市が発行する市場公募債である。これまで地方債のかなりの部分を引き受けてきた公的資金が財投改革などによりさらに縮小することを前提とすると、今後は個別債・共同発行債・住民参加型ミニ市場公募債からなる民間資金の割合を増加させざるを得ない。01年度から始まったミニ市場公募債は、その規模を急激に拡大し、06年3月までの3ヶ月間で500億円規模の発行が予定されており、今後より一層の拡大が期待される。ただしこのうちで、問題となるのは03年4月から導入された共同発行市場公募地方債

である。確かに、個別団体では難しい発行規模・発行回数の確保などのメリットもあるが、一方で財政状況などの異なる地方団体が同一条件で発行している点が問題である。さらに、年間発行額の少ない地方団体は、そのかなりの部分を共同発行債で調達する結果として、個別債の割合が減少し、市場の評価を直接受けにくいことも問題である。一方で、地方分権一括法により、06年度から総務大臣の同意がなくても起債が可能となる制度改正が行われる。このような状況の下で、今後は、大規模な起債に関しては、以下のような方向性が期待される。¹⁴⁾

①地方債発行総額の25%程度に過ぎない市場公募債の割合を高める。このため市場公募債を発行できる団体を05年度35団体より増やす。②個別発行を重視し、投資家に発行団体の情報をより一層公開し、財政状況などが見えやすくする。これにより、現在共同発行27団体のみにより行われているIR活動の情報量が増えることが期待される。普通会計決算などに加えて、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の情報は現在でも開示されているが、今後は特別会計を含めより広い範囲をカバーする投資家向けの「連結決算」が期待される。

③金利などの発行条件に財政状況を反映させる。発行団体の財政運営が見えやすくなると、投資家がリスクを判断することが可能になることなどが必要ではないか。まずは、民間資金に市場原理を導入すべきである。この意味で、総務相が検討を指示したとされる、市場公募債の「統一金利」を見直しすることがその第1歩となろう。

参 考 文 献

- 岡本全勝 『地方財政改革論議 一地方交付税の将来像』 ぎょうせい、2002年5月。
齊藤慎・中井英雄 「自治体 財政責任を担え」 日本経済新聞 朝刊「経済教室」 2002年8月22日。
松村岐夫・奥野正寛 『平成バブルの研究〈上〉〈下〉』 東洋経済新報社、2002年3月。
日本地方財政学会研究叢書 『財政危機と地方債制度』 勁草書房 2002年10月。

14) 本稿執筆後、急激に地方債をめぐる状況が変化しつつあり、民間資金活用の方向にあると報じられている。ここでの提言の一部が現実化しつつあるが、どの程度市場原理が導入されるかについては、今しばらく観察が必要である。